

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二七六
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 二七六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二七六
- 大規模小売店舗の変更に係る届出について意見があった件 二七六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二七六
- 県営土地改良事業計画を定めた件五件 二七六
- 随意契約の相手方を決定した件二件 二七六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件三件 二七六
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 二七六
- 福島県教育委員会教育長 二七六
- 公金の徴収の事務を委託した件 二七六
- 福島県選挙管理委員会 二七六
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二七六
- 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 二七六

告示

福島県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

せる機関を次のとおり指定した。
令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

名称	所在地	指定年月日
せくら薬局	会津若松市馬場本町四番五号	令和七年二月二十三日
渋川クリニック	会津若松市山見二丁目七十七	同年四月一日
進薬局 根崎店	二本松市根崎二丁目一九九	同日
すず薬局 西郷店	西白河郡西郷村大字小田倉字山神裏一五一一	同日
こしいしクリニック	会津若松市大町一丁目二番二〇号	同日
敦記念 田口医院	白河市郭内一一	同日
大町診療所	須賀川市大町四〇三番地九	同日
遠藤歯科医院	須賀川市本町七二番地	同日
カケル薬局 石川店	石川郡石川町大字双里字白坂下七五―五	同日
かんの小児科クリニック	西白河郡西郷村大字小田倉字山神裏一五番二一	同月十九日
小波歯科医院	喜多方市字寺町南五〇一四番地	同月二三日
桜並木クリニック	南相馬市原町区二見町二―二五―一六	同年五月一日

（社会福祉課）

福島県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
かとうの内科クリニク	たかはし内科クリニク	田村市船引町東部台四一八一
片倉内科・歯科室	白河たていし歯科	白河市字立石二二〇一六

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

名 称		所 在 地	廃止年月日
鎌田薬局	せくら薬局		
鎌田薬局	会津若松市中央二丁目一番二八号	令和七年二月二二日	
薬局ゼネファーム会津高田店	双葉郡浪江町大字権現堂字町場九六一三	同月二八日	
薬局ゼネファーム東栄町店	河沼郡会津坂下町字古五反田一一七九一一	同年三月五日	
薬局ゼネファーム東栄町店	会津若松市東栄町六番七号	同月七日	

ふくだや薬局

田村市船引町上移字町八四

同月二八日

鈴木繁診療所

双葉郡檜葉町大字下繁岡字赤粉一一一

同月三一日

本田レディースクリニク

二本松市本町一一三二九

同日

ゼネファーム薬局 根崎店

二本松市根崎二丁目一九九

同日

こしいしクリニク

会津若松市大町二丁目二二二〇

同日

敦記念 田口医院

白河市郭内一一

同日

大町診療所

須賀川市大町四〇三一九

同日

遠藤歯科医院

須賀川市本町七二一

同日

カケル薬局 石川店

石川郡石川町大字双里字白坂下七五一五

同日

桜並木クリニク

南相馬市原町区二見町二二二五一一六

同年四月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鮫川堰土地改良区から令和七年五月七日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月三日認可した。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、外楨地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業(農地整備事業(一般型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年六月十一日から
同 月三十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

石川町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第四百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、寺平池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年六月十一日から
同 月三十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第四百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、萱手池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年六月十一日から
同 月三十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、

道山池地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年六月十一日から

同 月三十日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

いわき市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、加瀬前池地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年六月十一日から

同 月三十日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

いわき市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告と

して、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

公 告

公告第124号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年6月10日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
332,618,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（デジタル変革課）

公告第125号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年6月10日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,025,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（デジタル変革課）

公告第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
鹿島町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 五賀 計

住所

南相馬市鹿島区南右田字榎内九番地

（農村計画課）

公告第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
飯館村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

監事 伊東 利

同 末永 瑞夫

同 菅野 智

住所

相馬郡飯館村関沢字大橋一一五番地

同 郡同 村深谷字深谷一〇〇番地

同 郡同 村草野字大北九五番地

（農村計画課）

公告第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
安積疏水土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 品川 萬里

住所

郡山市富久山町久保田字水神山八五番地の四

（農村計画課）

公告第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

令和七年六月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
飯館村土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

清算人 菅野 義人

同 今野 一男

同 杉岡 誠

同 赤石澤 正夫

同 高橋 松一

同 赤石澤 典彦

同 木幡 良勝

同 大渡 和公

同 菅野 一三

同 佐藤 隆男

同 佐藤 幸夫

同 佐藤 貞義

住所

相馬郡飯館村比曾字中比曾四一五番地

同 郡同 村飯樋字宮仲一七三番地

同 郡同 村草野字本町八八番地

同 郡同 村飯樋字前田一七一番地

同 郡同 村須萱字水上三八二番地

同 郡同 村飯樋字大平二〇〇番地

同 郡同 村伊丹沢字山田二二五番地

同 郡同 村草野字本町七七番地

同 郡同 村小宮字くつわ掛一七五番地

同 郡同 村飯樋字町三八二番地

同 郡同 村松塚字中迫一八五番地

同 郡同 村前田字福田三八番地

（農村計画課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和七年六月十日

福島県教育委員会教育長 鈴木竜次

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 株式会社東北装美

2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三

三 徴収の事務を委託する期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(社会教育課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和七年六月一日現在において、次のとおりである。

令和七年六月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、二八二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二八九、二六三
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区

選挙区

福島市	七五、五一八	田村市田村郡	一六、七二三
会津若松市	三一、四〇八	南相馬市相馬郡飯館村	一七、六八五
郡山	八八、〇三八	伊達市伊達郡	二五、一五八
いわき市	八六、一〇七	本宮市安達郡	一〇、七〇九
白河市西白河郡	二九、五〇〇	南会津郡	六、五六九
須賀川市岩瀬郡	二五、四九四	河沼郡	五、七四六
喜多方市耶麻郡	一九、二三三	大沼郡	六、五五八
相馬市相馬郡新地町	一一、二四六	東白川郡	八、一七〇
二本松市	一四、四四六	石川郡	一〇、一七三
		双葉郡	一六、二三四

福島県選挙管理委員会告示第三十一号

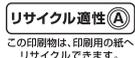
福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八條第四項(第百十一条第一項又は第百十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

令和七年六月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田良洋

施設の名 称	施設の所在地	閉鎖年月日
公益財団法人磐城済世会 シーサイドパインビレッジ 老人保健施設	いわき市平藤間字川前六 三の五	令和四年六月三〇日



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷